

名護市国民保護計画

【避難実施要領のパターン】

令和 7年 3月

名 護 市

目次

第1章 名護市を取り巻く現状	1
1 名護市の特徴と潜在リスク	1
第2章 避難実施要領のパターンの概要	2
1 目的	2
2 避難誘導に係るフロー	3
3 国、沖縄県、名護市が示す事項	3
4 想定される事態及び特徴	5
5 避難形態について	6
(1) 屋内避難	6
(2) 名護市域内の避難	6
(3) 名護市域外への避難（他都道府県への避難含む）	7
1 避難実施要領のパターン	8
パターン1 着上陸侵攻	9
パターン2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃	12
パターン3 弾道ミサイル攻撃	18
パターン4 航空攻撃	21
パターン5 大量殺傷物質等による攻撃	23
第5章 避難誘導における留意点	29
1 各種事態に関する対応	29
2 避難誘導に係る情報の共有化・一元化	29
3 住民に対する情報提供	30
4 避難行動要支援者等に対する配慮	30
5 避難誘導の安全管理	30
6 学校等における児童生徒への対応	31
7 民間企業による協力体制	31
8 住民に対する避難行動の周知の促進	32
資料編	33
1 避難実施要領の記入様式	33
(1) 屋内避難	33
(2) 市内避難、市外避難、県外避難	34
2 最小限の項目に限った様式	38

第1章 名護市を取り巻く現状

1 名護市の特徴と潜在リスク

- 本市の東側は太平洋、西側は東シナ海に面しており、侵略国等が艦船を以て地上部隊を輸送して上陸させる武力攻撃（着上陸侵攻）のリスクがある。
- 本市には4つの米軍基地が存在し、市面積の約10%が米軍基地である。弾道ミサイル攻撃の標的となるリスクがある。
- 名護市は沖縄本島の北部に位置しており、台湾から約775kmの距離にあることから、台湾有事の際には影響が避けられない。



キャンプ・シュワブ

- 区分：専用施設
- 主な使用目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
- 管理軍：海兵隊
- 駐留軍従業員数（平成29年3月末現在）：249人
- 使用開始年月日：昭和31年11月16日
- 面積：2,062.6ha（うち市内 2,042.7ha）
- 返還された面積：42.7ha



辺野古弾薬庫

- 区分：専用施設
- 主な使用目的：弾薬庫
- 管理軍：海兵隊
- 駐留軍従業員数（平成29年3月末現在）：0人
- 使用開始年月日：昭和31年
- 面積：121.4ha（うち市内 121.4ha）
- 返還された面積：0.5ha



キャンプ・ハンセン

- 区分：専用施設
- 主な使用目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
- 管理軍：海兵隊
- 駐留軍従業員数（平成29年3月末現在）：605人
- 使用開始年月日：昭和32年
- 面積：4,870.8ha（うち市内 5.9ha）
- 返還された面積：406.3ha



八重岳通信所

- 区分：専用施設
- 主な使用目的：通信所
- 管理軍：空軍
- 駐留軍従業員数（平成29年3月末現在）：0人
- 使用開始年月日：昭和25年
- 面積：3.7ha（うち市内 2.5ha）
- 返還された面積：20ha

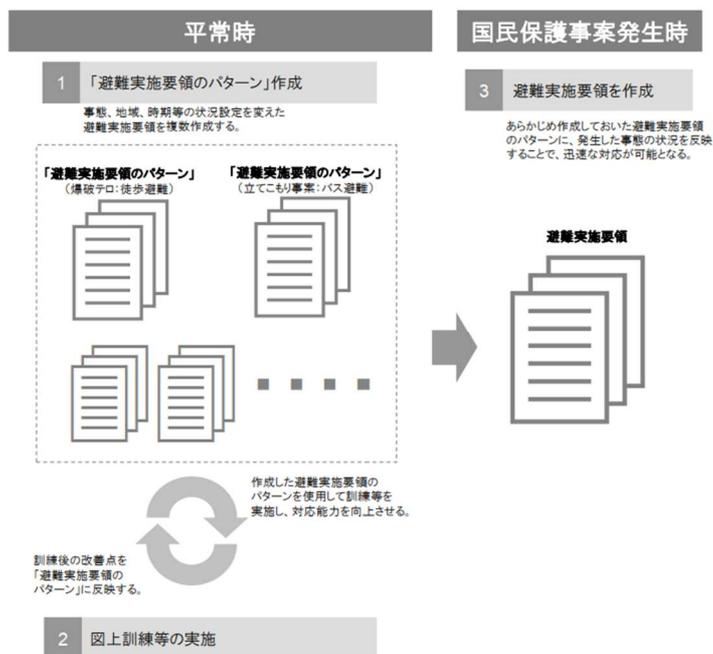


第2章 避難実施要領のパターンの概要

1 目的

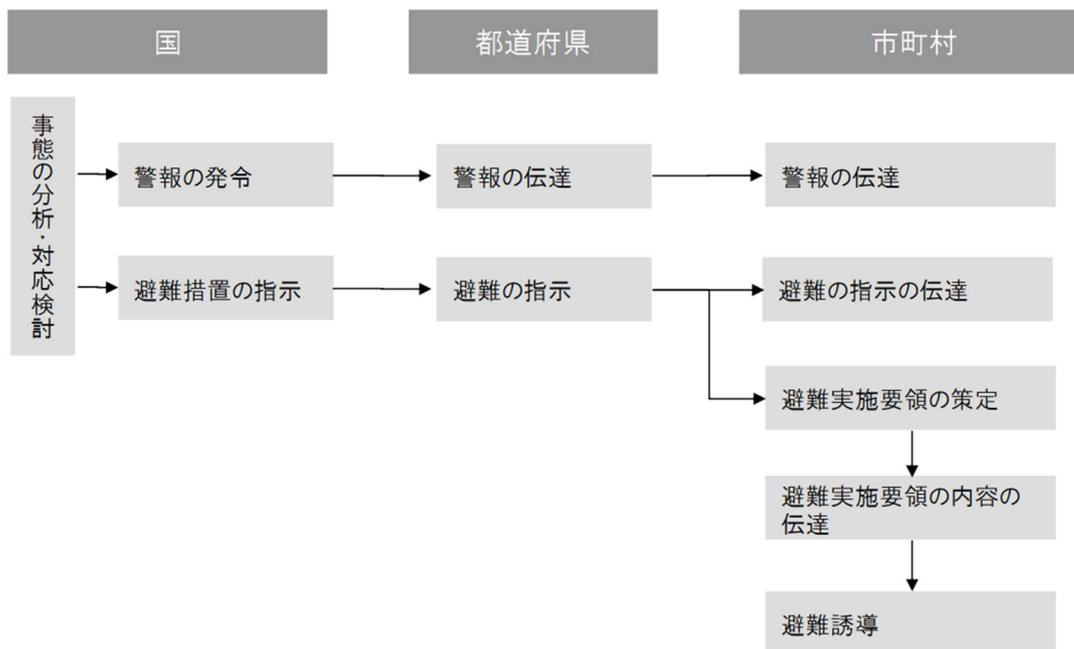
「避難実施要領のパターン」は、名護市国民保護計画に基づきあらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において本市がとるべき基本的な行動を定めるものである。

実際に国民保護事態が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要である。また、世界情勢は常に変化することから、今後の状況の変化や関係機関による新しい知見、訓練による検証結果等を踏まえ随時内容の見直しを行うこととした。パターンの内容の検討やパターンの追加が柔軟に行えるよう、編集が容易にできるように留意して作成した。



2 避難誘導に係るフロー

避難実施要領を策定する事態となった場合の、避難誘導までの流れは以下のとおりである。



3 国、沖縄県、名護市が示す事項

住民の避難に関する措置を行う場合には、国、県、市がそれぞれ必要な事項を示すこととなっており、それをまとめると以下のとおりとなる。

国による避難措置の指示（国民保護法第52条）

避難措置の指示として次の事項が示される。

- 要避難地域
- 避難先地域（住民の避難経路となる地域を含む）
- 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要



沖縄県による避難の指示（国民保護法第54条）

都道府県知事により、上記に加えて次の事項が示される。

- 主要な避難の経路（国道や都道府県道等）
- 避難のための交通手段|その他避難の方法（バスや鉄道等の交通手段等）



名護市による避難実施要領の策定

次の事項を含む避難実施要領を策定し、直ちに住民等に伝達する。

＜国民保護法第61条で
規定されている項目＞

- 避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項

＜市町村国民保護モデル計画において
列挙している項目＞

- 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- 避難先
- 一時集合場所及び集合方法
- 集合時間
- 集合に当たっての留意事項
- 避難の手段及び避難の経路
- 職員の配置等
- 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- 要避難地域における残留者の確認
- 避難誘導中の食料等の支援
- 避難住民の携行品、服装
- 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

実際に住民の避難に関する措置を行う場合の各関係機関の主な役割は、以下の事項が挙げられる。役割が重複する部分は、事態の状況や各機関の体制・能力等に応じて、市が主体となって業務を振り分ける。

	沖縄県	名護市	消防	警察	海上保安庁
要避難地の決定	避難指示	警戒区域の設定	消防警戒区域の設定	立入禁止区域の設定	海上における警戒区域の設定
避難先の決定	避難先地域の提示	避難者数の確認 避難施設の確認 一時集結の確認 避難移動の調整	避難移動の補助等	避難時における安全確保	
避難手段避難経路の決定	空路・海路・陸路の輸送力の確保	具体的な避難経路や輸送手段の提示・調整		交通規制 避難誘導 警備体制 の警察官の配置	
避難指示の伝達	要避難地域内住民に対する避難場所の伝達		要避難地域内住民への直接の広報、緊急車両を使用した広報等		船舶や港湾周辺に対する警報や避難指示の伝達
避難誘導	航空会社・船舶会社・陸上輸送会社への住民輸送の依頼・調整	要避難地域外における避難場所への誘導 残留者の確認等 負傷者対応	要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認等 負傷者対応等	要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 避難行動要支援者へ優先的に警察官を派遣	海上における避難住民の誘導や対応等

4 想定される事態及び特徴

名護市国民保護計画で想定される事態及びその特徴については、下表のとおりである。武力攻撃事態と緊急対処事態に大きく区分される。

区分		特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 2 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 3 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 2 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 2 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 2 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 3 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船、原子力艦への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 2 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模集客施設、空港等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 2 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃	<p>【放射線物質等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 2 放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 3 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【生物剤による攻撃】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 2 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 3 ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 4 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。 <p>【化学剤による攻撃】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 2 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

5 避難形態について

国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆が見られる場合、市は国や県からの指示のもと、住民を避難誘導する。避難の形態を大きく分類すると、(1) 屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、(2) 圏域内（市内・市外）避難、(3) 県外避難の3形態となる。また、一時的に屋内避難を行い、その後、圏域内（島内・島外）避難や県外避難をする場合も想定される。さらには事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には市外避難や県外避難を求めるような場合もありうる。

住民の避難誘導を行う場合には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。避難形態の基本的な考え方は、以下のとおりである。

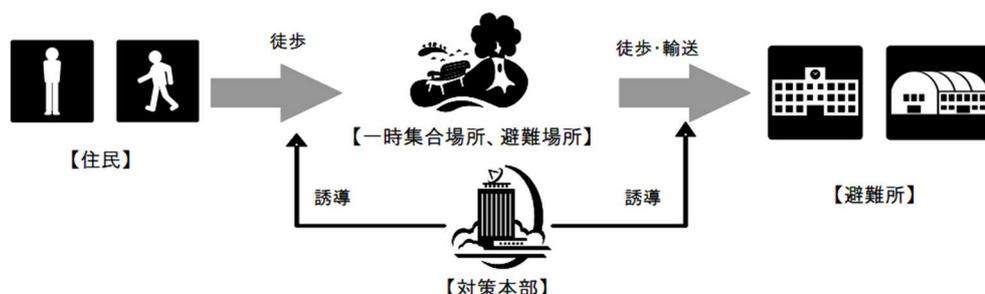
(1) 屋内避難

屋外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。



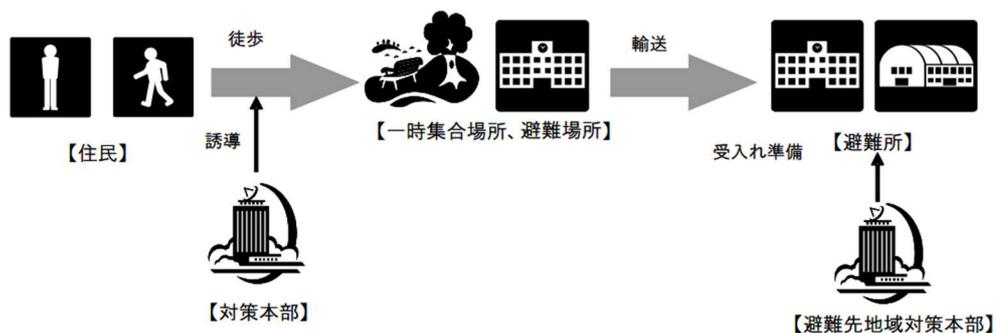
(2) 名護市域内の避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。



(3) 名護市域外への避難（他都道府県への避難含む）

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が名護市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。名護市は、沖縄県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



【避難の基本的な考え方】

- ①突発的で影響範囲が小さい事態
⇒直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する（屋内避難）
- ②突発的で影響範囲が大きい事態
⇒直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待ち広域的に避難（市外避難・県外避難）
- ③時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態
⇒攻撃が局地的である場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる（市内避難）
- ④時間的余裕がありかつ影響範囲が広範囲な事態
⇒計画的に圏域外へ広域的に避難（市外避難・県外避難）

第3章 避難実施要領のパターン

1 避難実施要領のパターン

避難形態が異なる架空の国民保護事案を想定し、「避難実施要領のパターン」を例示する。

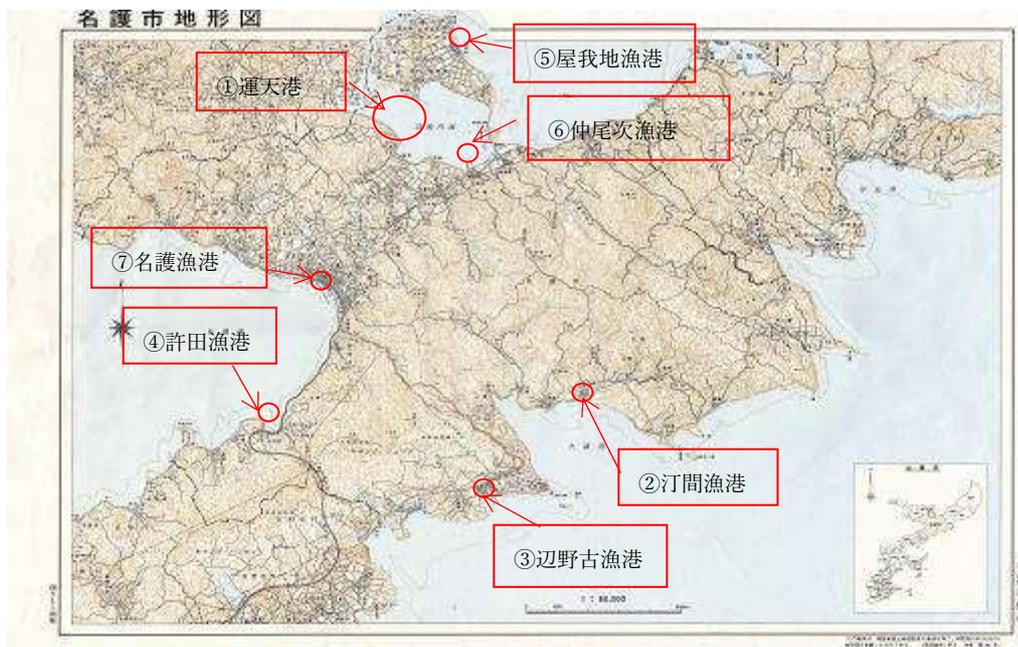
「避難実施要領のパターン」は、具体的な国民保護事案を想定し、そうした事案が市内で発生した場合に必要な検討事項等を整理して様式にまとめることで作成する。社会情勢の変化等も踏まえ、随時変更・追加するものとする。

区分		特徴	
		屋内避難	市内・市（県）外避難
武力攻撃事態	着上陸侵攻	パターン1	—
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	—	パターン2
	弾道ミサイル攻撃	パターン3	—
	航空攻撃	パターン4	—
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	—	—
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	—	本部町、今帰仁村と連携
	交通機関を用いた攻撃	パターン4 (航空攻撃と兼ねる)	—
	大量殺傷物質等による攻撃	—	パターン5

パターン1 着上陸侵攻

【リスク背景】

- 本市は沖縄本島北部に位置し、台湾海峡の緊張が高まる中、地理的に重要な戦略拠点である。
- 政治的に不安定化した隙を突き、何らかの勢力等が日本領土へ侵攻を試みる場合、沖縄本島全域が潜在的な目標となり得る。
- 本市域には、重要港湾1港（運天港）、漁港が6港（汀間・辺野古・許田・屋我地・仲尾次・名護）の施設がある。
- 本市内にはキャンプ・シュワブが存在し、周辺海域は日米軍事演習の拠点でもあるため、敵対勢力の上陸を阻止するための最前線になる可能性がある。



【出典】名護市国民保護計画

【想定シナリオ】

数日前	国及び県を通じ、台湾海峡周辺の緊張に乗じて周辺海域で武装した不審船もよる異常行動の頻発、軍用艦からの攻撃、沖縄近海や周辺国で紛争が発生している状況を確認。
午前 3 時 10 分	名護市沖に複数の高速揚陸艇（船籍不明）が現れたとの第一報がもたらされる。
午前 3 時 13 分	国が武力攻撃事態に認定。許田漁港（④）若しくは周辺沿岸部からキャンプ・シュワブへの進攻を目的とした武装勢力が上陸する可能性があるとの追加情報を受ける。
午前 3 時 15 分	名護市国民保護対策本部を設置。直ちに市全域の住民及び観光客等の安全確保を図る方針を決定。
午前 3 時 15 分	国対策本部が避難措置の指示。
午前 3 時 15 分	県対策本部が屋内避難の指示。
午前 3 時 17 分	住民避難に関する避難実施要領案を作成。 名護市国民保護対策本部会議を開催。避難実施要領案に基づいた住民避難の調整、市全域の状況を把握。関係機関等との避難に関する調整。
午前 3 時 20 分	名護市国民保護対策本部の指示による住民避難開始。 避難実施要領策定完了。

避 難 実 施 要 領	
名護市長	
2025 年 7 月 15 日 3 時 20 分現在	
屋 内 避 難	
1 沖縄県からの避難の指示の内容	
屋内避難（判断理由は下記のとおり）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 武装勢力の侵攻目的はキャンプ・シュワブへの進攻であると認められる。 ● 武装勢力は比較的小規模である。 ● 住民と武装勢力の接触による不測事態の発生可能性がある。 	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2025 年 7 月 15 日 3 時 10 分
発生場所	名護市許田漁港
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	複数の高速揚陸艇（船籍不明）が上陸を試みている。
今後の予測・影響と措置	許田漁港周辺沿岸部からキャンプ・シュワブへの進攻。
気象の状況	天候：曇り一時雨 気温 28℃ 南東の風 風速 5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域

避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民を自宅建物もしくは近傍の堅ろうな施設へ避難させる。 ● 知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、市民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠す等の対応をとる。 				
避難開始日時	2025年7月15日 午前3時20分				
避難完了予定日時	2025年7月15日 午前3時50分				
2-3 関係機関の措置等					
措置の概要	防災行政無線、各種広報手段、SNS等による屋内避難の呼びかけ				
連絡調整先	県現地対策本部：市職員2名派遣 / その他関係機関：警察、消防等				
3 事態の特性で留意すべき事項					
<ul style="list-style-type: none"> ● 自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行う。 ● 担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ● 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、宿泊施設等に対して協力を依頼する。 					
4 住民の行動（基本事項）					
屋内避難の指示を受けた場合の対応					
<table border="1"> <tr> <td>屋内にいる場合</td> <td> <p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td>屋内にいない場合</td> <td> <p>できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。</p> </td> </tr> </table>		屋内にいる場合	<p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>	屋内にいない場合	<p>できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。</p>
屋内にいる場合	<p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>				
屋内にいない場合	<p>できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。</p>				
5 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。</p> <p>市ホームページ、SNS等掲載、広報車、消防車両を活用。</p>				
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。				
6 緊急時の連絡先					
名護市国民保護対策本部	<p>電話：0980-53-1212</p> <p>FAX：0980-54-0811</p>				

パターン2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃

【リスク背景】

- 米軍基地をターゲットとした破壊活動や、市民生活への恐怖を煽るためのゲリラ攻撃や、特殊部隊による小規模な攻撃が実施される可能性がある。
- 本市の区域面積に占める森林率は 65.2%（名護市森林整備計画変更計画）であり、ゲリラ活動の潜伏や移動が容易である。

【想定シナリオ】

午後 7 時 36 分	A 市内の米軍基地付近に不審者の侵入が確認される。基地周辺の送電設備が爆発、広範囲で停電が発生。侵入者は複数名の特殊部隊とみられ、爆発物や銃火器を携帯している可能性あり。
午後 7 時 45 分	国対策本部が避難措置の指示検討開始。 県対策本部が避難の指示検討開始。
午後 7 時 50 分	警察がキャンプ・シュワブ周辺インフラ施設等を搜索。消防による消防警戒区域の設定。市独自の状況把握、住民避難について検討・調整開始。県と市が避難施設及び避難路の協議開始。
午後 8 時 24 分	警察が辺野古古川左岸の山林に潜伏している国籍不明の不審者を発見、拘束。 周辺区域につながる道路を通行停止。
午後 8 時 59 分	国から県に対し避難措置の指示。
午後 9 時 04 分	県から市に対し避難の指示。避難実施要領作成。関係機関と調整。直ちに防災行政無線及び広報車、消防及び消防団で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始。
午後 9 時 34 分	残留者への呼びかけを開始。

避難実施要領

名護市長

2026 年 11 月 11 日 21 時 4 分現在

市内避難 及び 市外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

避難地域：久志、豊原、辺野古、二見

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2026 年 11 月 10 日 19:36
発生場所	辺野古古川左岸 辺野古 憩いの広場 北 樹林内
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	拘束した不審者の装備から、A 市内の事案と同一組織による米軍基地を狙ったテロ攻撃である可能性が高い。現時点で本市内において被害の発生は認められない。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することから少なくとも 24 時間程度避難施設に留まることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：晴れ時々曇り 気温 18℃ 風向 北東の風 風速 3m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	久志、豊原、辺野古、二見
避難先と避難誘導の方針	久志、豊原、辺野古、二見の住民を危険地域外へ避難させる。
避難開始日時	11 月 10 日 21:04
避難完了予定日時	11 月 10 日 :

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から辺野古全域を消防警戒区域と設定
連絡調整先	県現地対策本部：市職員 2 名を派遣 現地調整所：市職員 2 名を派遣 その他関係機関：道路管理者、港湾管理者

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	A 市事案及び拘束された不審者の装備等から大量殺傷物質等を用いる計画であるとは認められず、避難時に特別な対応は必要ない。
地域の特性	児童養護施設なごみ、特別養護老人ホーム 久辺の里が所在する。要配慮者の避難には施設等と連携して介助者を派遣して避難する。

時期による特性	17:42 に日没しており周辺は暗いため、速やかに国道 331 号線を経由して一時集合場所に避難する。			
4 避難者数 (単位:人)				
地区名	久志、豊原	辺野古	二見	合計
避難者数 (計)	○人	○人	○人	○人
うち避難行動要支援者数	○人	○人	○人	○人
うち外国人等の数	○人	○人	○人	○人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難地域	久志	豊原	辺野古	二見
避難施設名	大宮小学校	大宮小学校	名護小学校	名護小学校
所在地	宮里五丁目 13 番 22 号	宮里五丁目 13 番 22 号	大西二丁目 2 番 22 号	大西二丁目 2 番 22 号
収容可能人数 (人)	○人	○人	○人	○人
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	久志区公民館	豊原地区会館	辺野古交流プラザ	二見コミュニティセンター
所在地				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 (公用車等)			
輸送手段の詳細	種類 (車種等)			
	台数	バス○台		
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な要配慮者等に対しては、避難施設まで市の公用車両による輸送を行う。		
	その他 (入院患者等)	在宅で寝たきりの市民に備え、避難先地域の病		

		院と調整し、救急車による搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		① 久志、豊原は名護宜野座線を經由し南周り ② 辺野古、二見は国道 329 号を經由し北周り それぞれ名護市中心部に向かう。			
交通規制	実施者の確認	名護警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度（協議により確認）			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	名護警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度（協議により確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		久志	豊原	辺野古	二見
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	久志区公民館	豊原地区会館	辺野古交流プラザ	二見コミュニティセンター
	集合時間	22:00	22:00	22:00	22:00
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	久志	豊原	辺野古	二見
	輸送手段	バス	バス	バス	バス
	避難経路	①	①	②	②
	避難先	大宮小学校	大宮小学校	名護小学校	名護小学校
	避難完了予定日時	22:30	22:30	22:30	22:30
	その他（誘導責任者等）				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	児童養護施設 なごみ	特別養護老人ホーム 久辺の里		
	避難行動要支援者への支援事項				
	輸送手段	市の保有車両	市の保有車両、救急車		

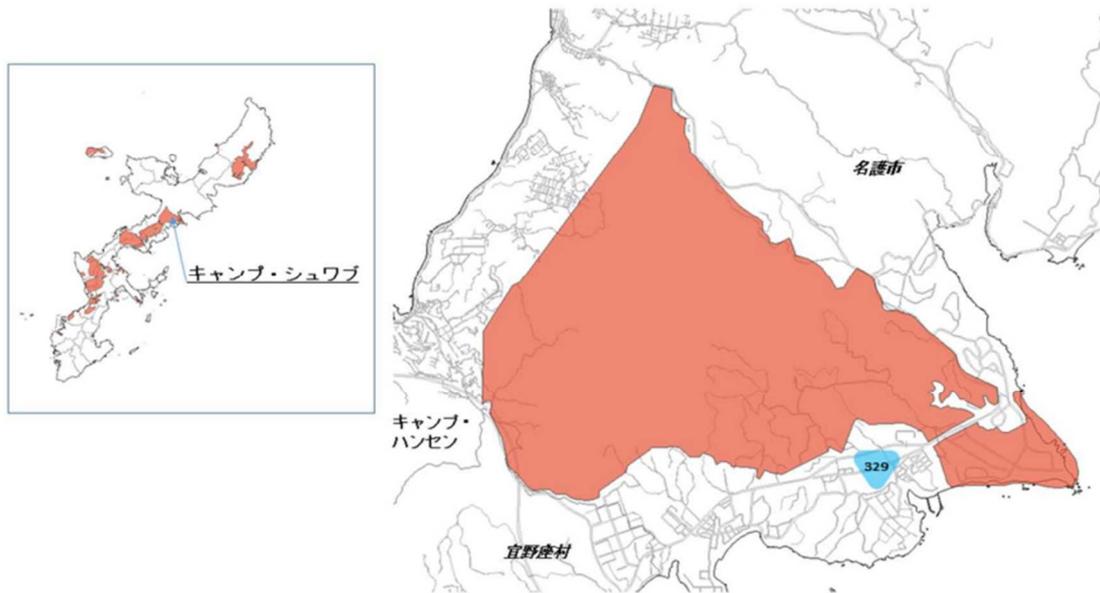
避難経路	②	②		
避難先	名護小学校	○病院		
避難開始日時	22:00	22:00		
避難完了予定日時	22:30	22:30		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	一時集合場所（4か所）、避難先避難場所（2カ所）、避難経路の主要な交差点			
人数	一時避難場所：4×5名＝20名、受入避難施設：2×5名＝10名 交差点：10名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員・消防職団員・（約20名：誘導にあたらぬ職員を割り当て）			
時期	22:00 開始			
場所	久志、豊原、辺野古、二見			
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し避難するよう求める。			
終了予定日時				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事時期	（避難施設に提供）			
食事場所	各避難施設			
提供する食事の種類	備蓄食料等			
実施担当部署	防災基地対策係			
8-5 追加情報の伝達方法				
避難誘導員による連絡、防災行政無線、消防車両、広報車等				
9 避難時の留意事項（主に住民）				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証、マイナンバーカード等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。				
隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難				
事態の特性				
特になし（大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）				
時期の特性				

	夜間であるため、夕食途中又は夕食前の住民が混在している可能性がある。食料や飲料水を速やかに提供できるよう配慮する。
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災服や防災ジャンパー、消防職団員の制服など、立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	地域防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
名護市国民保護対策本部	電話：0980-53-1212 FAX：0980-54-0811

パターン3 弾道ミサイル攻撃

【リスク背景】

- 各国が弾道ミサイル技術を高度化しており、日本国土の全域が射程圏内にある。
- 本市の米軍基地は優先攻撃目標となり得る。



【出典】米軍基地環境カルテ キャンプ・シュワブ 第2版（沖縄県）令和4年3月

【想定シナリオ】

- | | |
|---------|--|
| 午後3時10分 | A国による弾道ミサイル発射の兆候を確認。
国、県、市対策本部設置。国、県対策本部が避難措置の指示を検討。市対策本部は情報収集。 |
| 午後3時10分 | 県と市は避難施設及び避難経路の協議開始。 |
| 午後3時20分 | 国から県に対し避難の指示。県から市に対し避難の指示。市は住民に対し避難の指示。避難実施要領を作成。関係機関と調整後、名護市国民保護対策本部会議を開催。決定した避難実施要領の内容を防災行政無線や各種広報手段、SNS等を用いて弾道ミサイルからの避難を周知。
屋外にいる住民や観光客に対し、防災行政無線、各種広報手段、SNS等を用いて直ちに屋内避難を呼びかける。大規模集客施設や店舗、各公共施設等に対しても避難周知の協力を依頼。 |
| 午後3時50分 | 住民避難完了。避難継続の呼びかけ。 |

避難実施要領

名護市長

2025年2月3日 15時20分現在

屋内避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2025年2月3日 15時10分
発生場所	名護市全域
実行の主体	A国
事案の概要と被害状況	A国による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none">● ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過。● 迅速に対応できるように、名護市民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、名護市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：曇り一時雨 気温19℃ 北北東の風 風速3m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、名護市民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	2025年2月3日 午前15時20分
避難完了予定日時	2025年2月3日 午前15時50分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	名護市消防本部：0980-52-2121 名護警察署：0980-52-0110 陸上自衛隊第51普通科連隊：098-857-1155

3 事態の特性で留意すべき事項

- 自力での歩行が困難な観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が避難に関する援助を行う。
- 担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。
- 名護市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 住民の行動（基本事項）

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。
- 非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める
- 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープ等で目張りする等外気を遮断する。

屋内にいない場合

- できる限り、近くの堅ろうな建物、地下に避難する。
- 避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。
- 車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。
- 原則として、近くの建物への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。
- 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、名護市又は警察に連絡する。

5 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、名護市ホームページ、SNS（LINE、Facebook）等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ● ミサイルが発射された場合に、沖縄県に落下もしくは上空通過の可能性がある場合、Jアラートが使用され、防災行政無線の屋外スピーカーから国民保護サイレンが鳴ることとなる。
避難実施要領の伝達先	名護市内の各機関及び団体等
6 緊急時の連絡先	
名護市国民保護対策本部	電話：0980-53-1212 FAX：0980-54-0811

パターン4 航空攻撃

【リスク背景】

- 世界情勢の不安定化に乘じ、航空機による爆撃や攻撃が想定される。
- キャンプ・シュワブをはじめ、防衛拠点が市内に存在するため、直接的な攻撃対象となる可能性が高い。

【想定シナリオ】

午前 10 時 00 分	武装勢力による航空攻撃（爆弾等の投下）がキャンプ・シュワブへ行われた。国及び県を通じ、本市内に所在する米軍基地のうち、キャンプ・シュワブを攻撃対象とされている旨確認。
午前 11 時 00 分	航空攻撃が行われた事案について、国が武力攻撃事態に認定。
午前 11 時 00 分	市対策本部を設置。
午前 11 時 15 分	国、県、市対策本部設置。国、県対策本部が避難措置の指示を検討。警察がキャンプ・シュワブ周辺地域の警戒。住民の避難について検討・調整開始。県と市が避難施設及び避難路の協議開始。市職員を現場へ派遣。
午前 11 時 30 分	市国民保護対策本部会議を開催。
午前 12 時 00 分	国から県に対し避難措置の指示。県から市に対し避難の指示。避難実施要領を作成し関係機関と調整。避難実施要領の策定完了。内容を防災行政無線や各種広報手段、SNS 等を用いて伝達。誘導班の派遣、住民の避難開始。
午後 0 時 30 分	住民避難誘導。
午後 2 時 30 分	残留住民への呼びかけを開始。
午後 3 時 30 分	逃げ遅れの確認。残留住民避難の最終確認。
午後 5 時 30 分	住民等の避難完了。

避 難 実 施 要 領	
名護市長	
2025 年 6 月 21 日 10 時 00 分現在	
屋 内 避 難	
1 沖縄県からの避難の指示の内容	
避難地域：久志、豊原、辺野古、二見	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2025 年 6 月 21 日 11 時 00 分
発生場所	キャンプ・シュワブ基地内

実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	武装勢力による航空攻撃（爆弾投下）が行われた。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することを想定し数日間は避難施設に留まることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：曇り一時雨 気温 28℃ 東の風 風速 2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	久志、豊原、辺野古、二見
避難先と避難誘導の方針	上記の地域の住民を避難地域外の指定避難所などへ移送し避難させる。
避難開始日時	2025 年 6 月 21 日 12 時 00 分
避難完了予定日時	2025 年 6 月 21 日 17 時 30 分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施、住民避難の誘導 消防：消防警戒区域をキャンプ・シュワブから 300m に設定。被害地域の消火及び救護活動、死傷者の搬送等 消防団：住民の避難誘導及び救護活動 市職員：住民の避難誘導及び避難所での受け入れなどの対応 自衛隊：事態認定後、住民保護及び攻撃阻止
連絡調整先	名護市消防本部：0980-52-2121 名護警察署：0980-52-0110 陸上自衛隊第 51 普通科連隊：098-857-1155
3 事態の特性で留意すべき事項	
判明した爆破計画中には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対策は必要ない。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
<ul style="list-style-type: none"> ● ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断する。 ● 非常持ち出し品を準備。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 	
屋内にいない場合	
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ● 車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ● できる限り、近くの堅ろうな建物、地下に避難する。原則として、近くの建物への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、名護市ホームページ、SNS（LINE、Facebook）等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	名護市内の各機関及び団体等
6 緊急時の連絡先	
名護市国民保護対策本部	電話：0980-53-1212 FAX：0980-54-0811

パターン5 大量殺傷物質等による攻撃

【リスク背景】

- 羽地ダムは、利水容量 15,600 千 m³ を確保するとともに、洪水に備えて洪水調節容量 3,600 千 m³ を有している（羽地ダム定期報告書_令和 6 年 3 月 27 日）。
- 本市及びその周辺地域にわたる灌漑、上水道用水を沖縄本島全域に供給可能な重要拠点。
- 大量殺傷物質の散布等による攻撃対象となる可能性がある。



【出典】羽地ダム定期報告書（沖縄地方ダム管理フォローアップ委員会）令和 6 年 3 月 27 日

【想定シナリオ】

10 月 9 日

午後 11 時頃

不審車両が羽地ダム近隣で目撃される。警察は巡回を行うも異常は認められず。

10 月 10 日

午前 7 時 00 分

沖縄県庁に対し、県内某所で「炭疽菌」を用いた犯行に係る予告がなされる。

午前 7 時 01 分

ダム管理事務所の監視カメラに、ダム湖周辺で不審な行動をする数名の人物が映る。直ちに警察へ通報。

午前 7 時 15 分	警察が現地に急行。ダム周辺を封鎖。不審車両 1 台を発見。犯人グループを拘束。
午前 7 時 30 分	国からテロ組織に関する情報伝達。羽地ダムを通じて大量殺傷物質を送水する計画であることが明らかになる。即時送水停止。
午後 7 時 45 分	国対策本部が避難措置の指示検討開始。 県対策本部が避難の指示検討開始。
午後 7 時 50 分	ダム管理事務所による簡易的な検査。水質に異常値は認められず。送水停止継続。住民避難について検討・調整開始。
午後 8 時 59 分	国から県に対し避難措置の指示。
午後 9 時 00 分	県から市に対し避難の指示。避難実施要領作成。関係機関と調整。直ちに防災行政無線及び広報車、消防及び消防団で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始。

避 難 実 施 要 領	
名護市長	
2026 年 10 月 10 日 21 時 00 分現在	
市内避難 及び 市外避難	
1 沖縄県からの避難の指示の内容	
避難地域：名護市全域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2026 年 10 月 10 日 21 : 00
発生場所	羽地ダム
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	拘束した不審者の所持容器から「炭疽菌」が検出された。現時点で本市内において被害の発生は認められない。
今後の予測・影響と措置	安全が確認されるまで送水が停止されるため断水が見込まれる。数日間は避難施設に留まることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：晴れ時々曇り 気温 25℃ 風向 北東の風 風速 6m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	名護市全域
避難先と避難誘導の方針	市内避難所へ避難させる。
避難開始日時	10 月 10 日 21 : 00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施

	消防：現場の状況から羽地ダム周辺区域を消防警戒区域と設定			
連絡調整先	県現地対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：道路管理者			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	テログループの一味が潜伏している可能性があることから、要避難地域及び周辺地域の避難は警察・自衛隊と連携し、安全を確保しながら行う。			
地域の特性	避難該当区域内に在する病院や地域内の要配慮者の避難には、自治会や病院、消防と連携して介助者を派遣して避難を行う。			
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名	名護市			合計
避難者数 (計)	○人			○人
うち避難行動要支援者数	○人			○人
うち外国人等の数	○人			○人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難地域	名護市地域防災計画に基づいて決定 (市内指定避難所 11 施設)			
避難施設名				
所在地				
収容可能人数 (人)				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	各地域の公民館等			
所在地				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ <u>徒歩</u> ・ その他 (公用車等)			
輸送手段の詳細	種類 (車種等)			

	台数	○台		
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な要配慮者等に対しては、避難施設まで市の公用車両による輸送を行う。		
	その他（入院患者等）	在宅で寝たきりの市民に備え、避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認	名護警察署		
	規制にあたる人数	○人程度（協議により確認）		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	名護警察署		
	規制にあたる人数	○人程度（協議により確認）		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段	徒歩		
	避難先	公民館等		
	集合時間	21:30		
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各公民館等		
	輸送手段	バス		
	避難経路			
	避難先	指定避難所		
	避難完了予定日時	22:15		
	その他（誘導責任者等）			
避難行動要支援者	誘導の実施単位			
	避難行動要支援			

等の避難方法	者への支援事項				
	輸送手段	市の保有車両、救急車			
	避難経路				
	避難先	○病院			
	避難開始日時	21:00			
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所	指定避難所（11 か所）、一時避難所、避難経路の主要な交差点				
人数	指定避難所：11×5 名＝55 名、一時避難場所：55×2 名＝110 名 交差点：20 名				
現地調整所	連絡要員を 2 名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・（約○名：誘導にあたらぬ職員を割り当て）				
時期	22:15 開始				
場所	名護市全域				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	（避難施設に提供）				
食事場所	各避難施設				
提供する食事の種類	備蓄食料、飲料水				
実施担当部署	防災基地対策係				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導員による連絡、防災行政無線、消防車両、広報車等					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証、マイナンバーカード等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。					
隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難					
事態の特性					

	テロ組織が潜伏している可能性があるため、警察等による十分な警備が必要である。
時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災服や防災ジャンパー、消防職団員の制服など、立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	地域防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
名護市国民保護対策本部	電話：0980-53-1212 FAX：0980-54-0811

第4章 避難誘導における留意点

1 各種事態に関する対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等攻撃類型により、避難に時間的余裕がある場合、あるいは昼間の市街地における避難である場合等により、実際の避難誘導の在り方は異なるため、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る。
- 避難実施要領についても、事態や状況の変化を踏まえ、逐次修正する必要がある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、迅速に堅牢な建物などの屋内や地下施設などに避難することが重要となる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して事前に周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等の車両等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとった後に、警察、消防、海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市外・県外へ避難する場合については、県による航空機や船舶等の運送手段の確保と並行しながら、市民の輸送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならない。その際、避難行動要支援者の避難誘導について、特に配慮し重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化・一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容、またそれを受けた県知事による避難の指示を踏まえた対応を基本とする。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する各関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を検討することとする。
- 避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、海上保安本部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくこととなる。
- 市対策本部は、市の行政区域内における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における各関係機関の情報を共有し、その助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じて現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、市対策本部において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、市対

策本部と連携し常に連絡を取り合い適切な対応を行う必要がある。

- 国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。

3 住民に対する情報提供

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているため、避難誘導の際には住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らない場合や、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して適切な情報を、タイムリーに提供する必要がある。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。
- また、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者へ避難に関する説得を行わなければならない。
- 重要な国民保護や避難に関する情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員・児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくこととする。
- CBNRNE 攻撃のように、剤による汚染の状況が目に見えないような事象においては、住民に危険が迫っていることを自身で認知できないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がける。

4 避難行動要支援者等に対する配慮

- 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者への配慮が特に重要である。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内等での移動しない避難を現実的な避難方法として選択することも必要である。
- 具体的には、避難行動要支援者について以下のような支援措置を講じていくこととする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①福祉関係部局を中心とした「避難行動要支援者支援班」の設置②消防団や自主防災組織等へ避難行動要支援者の情報が伝達されているかの確認③社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者団体等と連携した情報共有と支援の実施④避難行動要支援者が策定している個別避難計画などの活用 |
|---|

- 車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置など、運送手段の確保について検討しておくこととする。

5 避難誘導の安全管理

- 避難は、避難開始前において安全でも、事態の変化の可能性があることから、状況が変化

した場合においても避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

- したがって、避難誘導の開始時において、警察等との活動調整を行い、避難路の要所において、警察官や職員を配置して安全に関する連絡調整に当たらせるとともに、案内板などを配置して、誘導の円滑化を図ることとする。また、一時避難場所から移動する場合においては、職員を住民の避難移動に関する把握調整に当たらせることとする。
- また、避難誘導の実施にあたり、誘導に対応する職員や関係者は、避難住民が興味本位で危険な地域に侵入することや、避難から離脱することがないように、注意することとする。
- 避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、現場における誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導を実施する職員については、次の点に留意して活動させることとする。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 避難する住民に声をかけ、住民同士が相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校等における児童生徒への対応

- 学校等においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 学校等における避難の対応は、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者に連絡がつかない場合や時間的な余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校等と連携を図るとともに、訓練の実施などにより避難に関する周知及び浸透を図る。

7 民間企業による協力体制

- 災害時の民間企業の役割として、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。強固な建物や広場や駐車場など、企業の持つ物理的スペースが、緊急一時避難としての住民避難場所になりうる。
- 例えば、人口密集の市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めることとする。

8 住民に対する避難行動の周知の促進

- 事案の発生時、危険を回避し被害を軽減するために実施する避難行動が大切であるが、住民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化することが重要である。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、訓練等を通じて、平素から周知するよう努力すること。
- こうした取り組みは、緊急時に安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

1 避難実施要領の記入様式

(1) 屋内避難

避 難 実 施 要 領					
名護市長 月 日 時 分現在					
屋 内 避 難					
1 沖縄県からの避難の指示の内容					
2 事態の状況、関係機関の措置					
2-1 事態の状況					
発生時期	年 月 日 :				
発生場所					
実行の主体					
事案の概要と被害状況					
今後の予測・影響と措置					
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___ m/s				
2-2 避難住民の誘導の概要					
要避難地域					
避難先と避難誘導の方針					
避難開始日時					
避難完了予定日時					
2-3 関係機関の措置等					
措置の概要					
連絡調整先					
3 事態の特性で留意すべき事項					
4 住民の行動（基本事項）					
屋内避難の指示を受けた場合の対応					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">屋内にいる場合</td> <td>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</td> </tr> <tr> <td>屋内にいない場合</td> <td>できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。</td> </tr> </table>		屋内にいる場合	ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	屋内にいない場合	できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。
屋内にいる場合	ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。				
屋内にいない場合	できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。				
5 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法					
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。				
6 緊急時の連絡先					

名護市国民保護対策本部	電話： FAX：
-------------	-------------

(2) 市内避難、市外避難、県外避難

避 難 実 施 要 領				
				名護市長 月 日 時 分現在
市内避難 及び 市外避難				
1 沖縄県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計

避難者数（計）				
うち避難行動要支援者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			

警備体制	実施者の確認				
	規制にあたる人数				
	規制場所				
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位				
	避難行動要支援者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					

場所	
方法	
措置	
終了予定日時	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
(心得・安全確保・服装等)	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	

12 緊急時の連絡先	
名護市国民保護対策本部	電話： FAX：

2 最小限の項目に限った様式

避 難 実 施 要 領			
			名護市長
			月 日 時 分現在
1 警報の内容			
(事態の現状及び、住民等に周知すべき事項)			
2 避難指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項 (国民保護法第61条第2項第1号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち避難行動要支援者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合場所			
集合時間			
避難路			
避難手段			
避難開始時間			
4 避難の実施に関し必要な事項 (国民保護法第61条第2号第3号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項 (国民保護法61条第2号第2号)			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			

要避難者の避難誘導方法	
残留者の確認方法	
6 緊急時の連絡先	
名護市国民保護対策本部	電話： FAX：